

久留米市企業局公告第 82 号

太郎原取水場外堆積汚泥処分業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 12 月 2 日

久留米市企業管理者 徳永 龍一

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 太郎原取水場外堆積汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 久留米市太郎原町 太郎原取水場
久留米市山本町豊田 放光寺浄水場
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 15 日まで
- (5) 予定価格 7,966,750 円（消費税及び地方消費税を含む）
入札書比較価格 7,242,500 円（消費税及び地方消費税抜き）
- (6) 支払条件 前払金：無 部分払：無

2-1 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
 - ウ 福岡県外 国税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 運搬先及び積込み地において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法

律第 137 号) (以下「廃掃法」という。) 第 14 条の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可 (事業範囲に汚泥が含まれているもの) を有すること。

(9) 処理場所在地において、廃掃法第 14 条の規定による産業廃棄物処分業の許可 (事業範囲に汚泥が含まれているもの) を有すること。

ただし、廃掃法第 14 条の規定による汚泥の産業廃棄物収集運搬業又は処分業の一方の許可を持っている業者が入札参加を希望する場合は、2-2「共同企業体の構成条件」に掲げる資格要件を全て満たした特定業務委託共同企業体 (以下、「特定 J V」という。) により入札に参加できるものとする。なお、構成員は同一業務委託で他の特定 J V の構成員になれないものとする。

2-2. 共同企業体の構成条件

(1) 共同企業体を構成する者の数は 2 者とする。

(2) 代表者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において上記 2-1 に掲げる (2) から (7) までの要件に全て該当し、(9) の要件に該当する者によること。

(3) 構成員は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において上記 2-1 に掲げる (2) から (7) までの要件に全て該当し、(8) の要件に該当する者によること。

(4) 構成員の出資比率の最小限度基準は 30 パーセント以上とすること。

(5) 入札に参加しようとする者の間 (特定 J V の代表者と代表者以外の構成員間も含む。) の関係が、以下のいずれの場合にも該当しないこと。ただし、以下のいずれかの関係に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

※親会社と子会社：会社法第 2 条第 3 号、第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。

※役員：①会社の代表権を有する取締役 (代表取締役) ②取締役 (社外取締役・非常勤取締役を含む。)

※管財人：会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人

(6) 特定 J V の存続期間

①当該業務委託の落札者となった場合：当該業務委託に係る請負契約履行後 3 カ月を経過した日まで

②当該業務委託の落札者とならなかった場合：当該業務委託に係る請負契約が締結された日まで

3 契約条項を示す場所

10 事務局 及びホームページに契約書 (案) を掲載

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、エ～カの提出書類は提出しなくてよい。また、オ、カは提出期限から遡って３か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書

ア 入札書（様式第８号）

イ 入札参加資格確認申請書（様式第１号）※単独事業者のみ

ウ 特定業務委託共同企業体入札参加資格申請書（様式第２号）※特定JVのみ

エ 役員等調書及び照会承諾書（様式第３号）

オ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

カ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書

所在区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その３の３）	国税に未納がない証明（納税証明書その３の２）
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

キ 共同企業体協定書兼委任状（様式第４号）※特定JVのみ

ク 特定業務委託共同企業体協定書（様式第５号）※特定JVのみ

ケ 許可取得状況に関する調書（様式第６号）

提出するコ、サについて記載すること。特定JVにあつては、構成員が提出する許可証を全て記載すること。

コ 運搬先及び積み込み地における廃掃法第１４条の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可書（事業範囲に汚泥が含まれているもの）の写し。（本件入札日以降も有効であるもの）

サ 処理場所在地において、廃掃法第１４条の規定による産業廃棄物処分業の許可証（事

業範囲に汚泥が含まれているもの)の写し。(本件入札日以降も有効であるもの)
シ 使用印鑑届(様式第7号)

※各書類の日付は公告日から提出期限の間で設定すること。

(2) 提出期限

令和4年12月13日(火) 17時必着

(3) 提出先(宛先)

福岡県久留米市山本町豊田614 久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号又は名称(特定JVにあっては、特定JVの名称)を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ～シを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号又は名称(特定JVにあっては、特定JVの名称)、代表者の職名及び指名(特定JVにあっては、特定JV代表の職名及び指名)を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

(1) 日時: 令和4年12月15日(木) 10時00分

(2) 場所: 福岡県久留米市山本町豊田614 放光寺浄水場会議室

(3) 立会: 入札者のうち立会い希望者(入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者)を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

久留米市契約事務規則第7条の規定により免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が确实と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和4年12月8日（木）12時まで
- ② 受付場所：10 事務局
- ③ 質問の提出方法：

FAX又はメールで提出すること。また到達確認の電話連絡を行うこと。

- ④ 質問に対する回答：

令和4年12月9日（金）までにメールまたは電話で回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市企業局 上下水道部 浄水管理センター

住所：〒839-0827

福岡県久留米市山本町豊田614 放光寺浄水場

電話：0942-43-5826

FAX：0942-43-7910

メール：suidokan@city.kurume.lg.jp